

## 第15回専門小委員会(4月13日開催)における主な議論について

### 【1 基本的な認識】

- 人口減少問題がどの程度切迫しているか。県の責任、市町村の責任をどう考えて、時間軸の中で制度をどう準備していくのか。
- 都道府県が基礎自治体の仕事をすることは困難であり、条件不利地域の市町村ができないものは、都道府県がやれるのかどうか疑問。
- 子どもが極端に減っている地域では、中学校も小学校も維持できないという町村が出てきている。県立の小中学校にする等、県が補完する考え方もあるかもしれない。
- 都道府県の補完は、水平的補完ができない地域のセーフティーネットとしてかなり重要な機能。通勤通学圏に含まれない市町村数は決して小さい数字ではない。人口減少が止められない地域は残る。簡単に移住はできない。出生率が上昇してもその効果が現れる間、当面の対応が必要。
- 小規模市町村は身軽にする必要があり、県の補完もやむを得ない。自治体が自分達でできないことは県、そして国がサポートして当然ではないか。
- 連携を強力に進めるのなら、イギリスのローカルエンタープライズパートナーシップスの仕組みが参考になるのではないか。
- 小規模で人が少なくなる地域の文化を担保できるような仕組みが必要。
- 複雑になりすぎて、普通の国民が理解しづらくなっていないか。

## 【2 都道府県が補完をする必要性を検討する上での判断要素としては何が考えられるか。】

### ＜客観的要素＞

- 「広域連携が困難な地域」とは、中山間地や農村、離島、群島など具体例で見る必要がないか。
- 離島は連携できないことから、別に考えた方がいいのではないか。都道府県の事務所を置けない離島は、町村に人を派遣して協力をする仕組みがあり、そのような仕組みを活用すべきではないか。
- 離島に近い内陸地など連携が困難な地域をいくつか類型化しながら、それぞれの方式を考える必要があるのではないか。
- 水平的連携をしたいのだが、中心市が対応してくれない場合をどうするか。

### ＜主観的要素＞

- 市町村に対するサポートのあり方を考える上で、市町村の意思と都道府県のコストのバランスが重要であるとした主観的要素の考え方は非常にわかりやすく納得がいくものだと思う。
- 補完を受ける側の意思は必要。ただ、人口減少や高齢化が進むと、地方議会が意思形成の機能を維持できるか、懸念も残る。主観的要素は、厳格さをどの程度求めるか。
- 「市町村が望めば必ず補完をすることにはならない」とした場合、極論すると、再建団体なら都道府県が補完をするという考えもあり得てしまうため、厳格に考える必要はないのではないか。

- 市町村からの補完の申出の前提として、将来の人口推計等を踏まえた地域経営の方向性を定めることについては、合理性を判断する基準を示す必要がないか。
- 市町村がエリアを区切って人口推計をすれば、人口が減らない地域と人口が減る地域に分かれ、それらの地域をどうするのか、という議論につながる。このことは、コンパクトシティを考える上でも非常に大事な視点である。
- 都道府県の補完は、都道府県にコスト増の問題があるとすれば、その点への配慮も必要ではないか。
- 市町村からの補完の申出と、都道府県の意向がミスマッチした場合、どうするか。強制させることはできないので、マッチングを進める環境整備が必要。モデル事業が一つの例となればいい。
- 主観的要素でうまくいかないことが実務的にはあると思われるので、事例をデータベース化して国ベースで支援できるようにしてはどうか。
- ミスマッチを放っておいていいのか。県と市町村の間で積極的に協議する場を設ける必要があるのか。実態を含めて考えないといけないのではないかと思う。
- 都道府県には、垂直補完に積極的ではないところもある。周辺自治体が小規模なところをカバーできず、追い詰められたような場合に、県が何らかの形で動けるよう、協議の仕組みを入れてはどうか。
- 補完を望んでいるが誰も補完しないときに誰かに補完するように義務付ける、という制度も理論的な可能性としてはあるが、第30次地方制度調査会答申を取りまとめたその時点では、そこまではやらないという整理だったと思う。

### 【3 都道府県の補完の対象となる事務は何が考えられるか。】

#### <基本的な考え方>

- 新しく創設された制度をいかにうまく活用していくか。様々な事務事業がある中で、補完になじむもの、難しいものを類型化し、示すことによって促進していくべきではないか。

#### <補完になじまない事務>

- 都道府県の補完になじまない事務であれば、水平的な連携にもなじまないのではないか。水平的な連携にはなじむが、都道府県の補完になじまないものがあるのであれば、それはなぜなのか。
- 住民に身近な行政は、地域に窓口があることが望ましい。都道府県の出先機関を区域内全域に張り巡らせるのは非現実的。窓口業務を必要とする事務は、市町村が行うべきではないか。
- 突発的に起きる事務処理に対応するため、技術的助言を少し強くしたような仕組みとして、都道府県の職員を市町村職員として併任させ派遣するという方法もあるのではないか。

### ＜補完の対象としやすい事務＞

- 事務の効率化だけでなく、人口減少対策としては重要な地域産業の振興について、大分県のモデルのように、県と市町村が広域連携をしていく必要があるのではないか。
- 道路は、面的なつながりも重要。同じ市町村の区域の中にある都道府県道と市町村道については、除雪等の際の業者を統一する等、様々な工夫の道を模索してもいいのではないか。
- 鳥取県の例のように、データ管理等については、都道府県を巻き込んだ連携が一層促進されるべきではないか。
- 国の法律が市町村レベルまで計画を作ることが求めていることが多いが、都道府県の協力が大いに必要なのではないか。

### ＜補完の対象とするためには時間を要するもの＞

- この問題については、事務を都道府県が実施し、そのコストを市町村が都道府県に支払うという補完ではなく、事務を市町村が実施し、そのコストを都道府県が負担する補完を行えば解決が可能ではないか。ただし、そこまでの覚悟をして補完をすすめるのか。それとも、そのときには、合併をしてもらうことになるのか。

### <補完の対象事務の戦略的な選択>

- 県と市町村の広域連携においても、機能的な連携だけでなく、政策的な連携を加味していくことを考えていく必要があるのではないか。
- 小規模市町村では職員が複数の事務を行うことにより、住民に対し総合的に対応できるメリットを活かしつつ、どういう事務をうまく切り出し組み替えればよいか考える必要があるのではないか。
- 事務を切り分けて都道府県の補完をしたときに、その調整でかえって時間をとられ、ますます事務が大変にならないようにするべきではないか。

### <補完の方法>

- 事務の代替執行も含め、広域連携のそれぞれの手法が、どういう場合に活用できるかということを見極める必要があるのではないか。
- 事務の代替執行は、事務の委託にあった不都合を補う新しい制度であり、これまで事務の委託により事務がどう処理されてきたかということを見る必要があるかもしれない。
- 突発的な災害等において、ヒトはいるが、カネが不足するときは、費用面でサポートが必要になるのではないか。そのような市町村を多く抱える都道府県に対するサポートを国が行う必要があるのではないか。
- 小規模市町村では、中心となっている職員が病気等になるリスクがある。SOSを出せば県の振興局の職員が手助けにくるという仕組みがあってもいいのではないか。



## 【4 都道府県の補完の他に考えられる対応策はあるか。】

### ＜小規模市町村の事務執行＞

- 小規模市町村の事務処理体制は厳しいが、都道府県の補完を考える前に、仕事の中に捨てられるものはないのか。
- 小規模自治体の場合には、広域連携の以前に、固有の事務についても適切に事務が処理できていないのではないか。困難案件の実例がある中心市に聞ける仕組みを構築する等、周辺の自治体とノウハウの共同化を進めることも考えられないか。
- 企業では、積み上げではなく、何のためにやらないといけないのかという業務に対して組織を作る。小規模市町村の事務処理体制も、積み上げで変えていくのは難しいのではないか。

### ＜外部資源の活用＞

- 横浜市が民間へのアウトソーシングを進める新聞報道があったが、横浜市でできるなら、地方圏でも民に委託することが可能ではないか。
- 補完以外に考えられる方法が、事務とその処理方法を特定してルートを決めるような方式ではなく、オプションを作り地方に選択させる方式で考えれば問題はないのではないか。
- 民間委託もオプションの一つ。小規模町村だけでは民間が引き受けないことから、連携してまとめてやることが考えられるのではないか。
- 行政サービスは効率的に提供すべきであり、アウトソーシングは当然進めていくべき。このことは、全体の企画立案を含めて都道府県が行う都道府県の補完とは、レベルが違うのではないか。

### <県や国に事務を戻す>

- 都道府県の補完をしなければ存立しえなくなるという場合に、県や国に事務を戻すことも視野に入れる必要があるかもしれない。

### <事務権限の限定>

- 一般市の特例として指定都市の制度があるように、一般町村と特例町村に分けても不自然はないのではないか。特例町村は、事務権限の範囲を、学校の管理、住民票等の窓口業務等に限定し、義務付けられた市町村事務は垂直補完又は水平補完をし、地元の申請によって適用されるものとするべきではないか。第27次地方制度調査会のときは、合併促進の中で議論されたので違う方向性に行ったが、人口減少の中では、考えなければいけないテーマではないか。

### <無居住地域への対応>

- 人口予測によれば、人口空白地区がでてくる。人口空白地区は、自治体が成立しない。近隣の一定規模の自治体を、人口空白地区の管理自治体に指定し、その公共空間を管理し良好な状態を保つ役割を担うという制度が必要ではないか。
- 人が住まなくなった空間を管理する必要性は、空き家が放置されると犯罪の巣や景観の問題があることや、道路はネットワーク化していることにある。
- 日本国土にあまねく市町村が存在しないこともあり得てよいのではないか。あまねく存在していることとすれば、どこかに合併させられて、引き取らされているため、管理自治体の発想は不要ではないか。



- 現在でも人が住まないという地域はたくさんあるが、自治体を外そうという議論は出てない。
- 人が住まないから国土として管理しなくていいのか。砂防工事等、小さな町村が自力でできるかどうかは別として、国に補助申請しながら、国土は管理されているのではないか。
- 日本は、これまで、人が住まない地域も市町村の区域に含めて総合的に管理するという発想でやってきたのではないか。今の段階で、手間暇がかかるから外してしまう考えは、国土管理の意味から監視の目が薄まるだけではないか。
- なぜ国土管理を自治体にやらせるのか。都市部が必要なら都市部が管理をすればいいのではないか。国土管理ということであれば、国の直轄事務でやるべきではないか。なぜ、自治体を存続させ、どこかの自治体に合併させて、自治体の事務としてやらせるのか。
- 砂防工事については、市町村独自にやるものもあれば、大規模なものは国や都道府県がやることもある。実態にあわせて役割分担が出来ているのではないか。
- 今回の議論のあった管理自治体のような制度が本当に出現するかどうかは、今のところは理論的なものとして考えるべきではないか。